

# 電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成 28 年度）

平成 28 年 8 月 12 日  
総 務 省

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針<sup>1</sup>」（平成 28 年 7 月 15 日。以下「基本方針」という。）に基づき、平成 28 年度の電気通信事業分野における市場検証に関する重点事項及び分析・検証の実施方針等を示すものとして、以下のとおり「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画」（以下「年次計画」という。）を定める。

## 1. 平成 28 年度の市場検証に関する重点事項

平成 28 年度の重点事項については、基本方針に示すとおり、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号。以下「改正電気通信事業法」という。）の運用状況や電気通信事業分野の市場動向等を勘案し、以下の 2 事項とする。

- ・固定系通信・移動系通信における卸及び接続
- ・消費者保護ルールに関する取組状況

なお、消費者保護ルールに関する取組状況については、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針<sup>2</sup>」（平成 28 年 5 月 20 日）に基づき、分析・検証を行うこととする。

## 2. 電気通信市場の分析に関する実施方針

### 2-1 電気通信市場の分析

電気通信市場の動向を的確に把握するため、電気通信事業分野における各サービス市場の競争状況や市場動向について、電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容並びに電気通信事業者及び利用者へのアンケートの結果等に基づき分析を行う。

分析に当たっては、市場規模やシェア、市場集中度指数（HHI<sup>3</sup>）、事業者数、料金の推移（料金水準、料金体系等）、利益水準（ARPU<sup>4</sup>等）等を用いた定量的な分析に加え、定量的に把握できない競争状況等については定性的な分析を行う。

<sup>1</sup> 「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（平成 28 年 7 月 15 日）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000430110.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000430110.pdf)

<sup>2</sup> 「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」（平成 28 年 5 月 20 日）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000429603.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000429603.pdf)

<sup>3</sup> Herfindahl-Hirschman Index（ハーフィンダール・ハーシュマン指数）の略。当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標。

<sup>4</sup> Average Revenue Per User の略。加入者一人当たりの月間売上高。

なお、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、分析手法を充実させていくことが重要であるため、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、分析対象や分析手法、必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行い、当該検討の結果を順次取り入れながら、電気通信市場の分析を行うこととする。

また、平成 28 年度の重点事項を踏まえ、以下について重点的に分析を行う。

### 固定系通信

FTTH アクセスサービスに関しては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 東西」という。)による光回線の卸売サービス(以下「サービス卸」という。)の提供開始により、移動通信事業者や ISP、CATV 事業者等の様々な分野の事業者が、サービス卸を活用した FTTH アクセスサービスに参入するとともに、FTTH アクセスサービスと移動系通信サービスのセット割引等がなされている。

この点、「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令」(平成 28 年総務省令第 23 号。以下「改正省令」という。)により、FTTH アクセスサービスについては、提供形態別(自己設置、接続及び卸電気通信役務)の契約数等について把握することが可能となったことを踏まえ、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」の提供形態別の競争状況や FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH アクセスサービスの競争状況等について分析を行う。

その際、固定系ブロードバンド(FTTH アクセスサービス、CATV アクセスサービス、ADSL)の競争状況をはじめ、FTTH に係る卸電気通信役務を活用した FTTH アクセスサービスと移動系通信サービス・インターネット接続サービスとの間における相互の影響についても留意の上、分析を行う。

### 移動系通信

近年、移動系通信において、MNO<sup>5</sup>の無線ネットワークを活用して移動系通信サービスを提供する MVNO<sup>6</sup>や MVNE<sup>7</sup>の登場により、利用者ニーズに対応した様々なサービスが提供されるとともに、多様なビジネスモデルが登場している。

この点、改正省令により、二次以降の MVNO(他の MVNO から無線ネットワークを借りてサービス提供を行う MVNO)や契約数が3万以上の MVNO について SIM カード型や通信モジュール等のサービス区分別の契約数等を把握することが可能となったことを踏まえ、MVNO サービス・MVNE サービスの提供実態や MVNO をはじめとする移動系通信における競争状況等について分析を行う。

---

<sup>5</sup> Mobile Network Operator の略。移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。

<sup>6</sup> Mobile Virtual Network Operator の略。MNO から卸電気通信役務の提供を受け、又は MNO と接続をして、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設かつ運用していない者。

<sup>7</sup> Mobile Virtual Network Enabler の略。MVNO との契約に基づき当該 MVNO の事業の構築を支援する事業を営む者(当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。)

## 2-2 電気通信市場の最新動向等に関する研究

近年、電気通信市場においては、FTTHアクセスサービスと移動系通信サービス・インターネット接続サービスのセット販売をはじめ、電気サービスやポイントサービス等の異業種サービスを組み合わせた形の販売など、固定系通信・移動系通信サービスの連携や異業種との連携サービスの提供が進んできている。

このような電気通信市場における環境変化を踏まえ、競争状況を的確に把握・分析するためには、単独の通信サービスの動向のみならず、これらの連携サービスが競争環境に与える影響について分析する必要があることから、当該分析に必要となる分析手法等について研究を行う。

## 3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

事後規制を基本とする電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の実効性を確保するため、重点事項を中心として、以下のとおり、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。

確認に当たっては、対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付の上、当該確認事項及びサービス提供に係る課題等についてヒアリング等を行う。

### 3-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

NTT東西が提供するサービス卸について、改正電気通信事業法に基づく届出内容<sup>8</sup>を確認するとともに、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成28年5月改訂。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。

また、卸先事業者に対して、NTT東西が卸先事業者に対して設定する料金その他の提供条件に関する公平性の確認を行うとともに、サービス提供に当たっての課題等について聴取する。

#### 【確認対象】

- ① NTT東西
- ② 卸先事業者(支配的な電気通信事業者<sup>9</sup>を除き、総務省が選定する卸先事業者)
- ③ 卸先事業者(支配的な電気通信事業者に限る)

#### 【確認項目】

対象事業者	確認項目
NTT東西	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い

<sup>8</sup> 電気通信事業法第38条の2に規定。

<sup>9</sup> 平成28年7月末現在では、株式会社NTTドコモが該当。

	④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い
卸先事業者 (支配的な電気通信事業者を除く)	○ 競争阻害的な料金の設定等
卸先事業者 (支配的な電気通信事業者に限る)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス ③ 関係事業者と一体となって行う排他的な業務

### 3-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定設備設置事業者」という。)及びその特定関係法人たる電気通信事業者<sup>10</sup>が特定移動端末設備<sup>11</sup>向けに提供する卸電気通信役務について、改正電気通信事業法に基づく届出内容を確認するとともに、改正電気通信事業法及び「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成 28 年5月改訂)により充実が図られた第二種指定電気通信設備に関する接続制度に対する対応状況や卸電気通信役務の提供状況等について確認を行う。

また、MVNO に対して、サービス提供に当たっての課題等について聴取する。

#### 【確認対象】

- ① 二種指定設備設置事業者
- ② 二種指定設備設置事業者の特定関係法人たる電気通信事業者
- ③ MVNO(総務省が選定するMVNO)

#### 【確認項目】

対象事業者	確認項目
二種指定設備設置事業者	① 接続条件の内容等 ② 他の電気通信事業者が接続を円滑に行うために必要な情報に係る要望状況及びその対応状況 ③ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等
二種指定設備設置事業者の特定関係法人たる電気通信事業者	○ 卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い等
MVNO	○ 確認項目①から③までに係る対応状況

<sup>10</sup> 平成 28 年7月末現在では、UQ コミュニケーションズ株式会社及び Wireless City Planning 株式会社が該当。

<sup>11</sup> 電気通信事業法第 12 条の2第4項第2号ニに規定。

### 3-3 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認

電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定設備設置事業者」という。)及び二種指定設備設置事業者で営業収益において大きな市場占有率を占めること等により指定された者を、市場支配力を有する電気通信事業者(以下「禁止行為規制適用事業者」という。)とした上で、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある禁止行為規制適用事業者の行為を類型化し、あらかじめ禁止している<sup>12</sup>。

また、一種指定設備設置事業者に対しては、特定の業務において、特定関係事業者<sup>13</sup>に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則禁止<sup>14</sup>するとともに、電気通信業務等を子会社等に委託する場合は、当該委託に係る業務に関し反競争的行為が行われないう、当該子会社等に対して適切な監督を行うとともに<sup>15</sup>、接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理等を行うための体制の整備等を義務付けている<sup>16</sup>。

上記の非対称規制が適用される禁止行為規制適用事業者に対し、電気通信事業法及び「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成 28 年5月改定。以下「共同ガイドライン」という。)により、非対称規制の遵守状況等について確認を行う。

なお、確認に当たり、必要に応じ、他の競争事業者からの意見を聴取する。

#### 【確認対象】

- ① 第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者<sup>17</sup>
- ② 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者<sup>18</sup>

#### 【確認項目】

対象事業者	確認項目
第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供</li> <li>② 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与</li> <li>③ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉</li> <li>④ 特定の業務において、特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に対する不利な取扱い</li> <li>⑤ 業務を委託する子会社等に対する必要かつ適切な監督</li> <li>⑥ 設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に</li> </ol>

<sup>12</sup> 電気通信事業法第 30 条第3項及び第4項に規定。

<sup>13</sup> 平成 28 年7月末現在では、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が該当。

<sup>14</sup> 電気通信事業法第 31 条第2項に規定。

<sup>15</sup> 電気通信事業法第 31 条第3項に規定。

<sup>16</sup> 電気通信事業法第 31 条第5項に規定。

<sup>17</sup> 平成 28 年7月末現在では、NTT 東西が該当。

<sup>18</sup> 平成 28 年7月末現在では、株式会社 NTTドコモが該当。

	管理するための体制の整備等
第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供 ② 特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣から指定を受けたもの <sup>19</sup> に対する不当に優先的な取扱い・利益付与

### 3-4 NTT 東西に係る公正競争要件の確認

日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。)に基づき NTT 東西が提供する活用業務<sup>20</sup>について、NTT 東西からの届出内容とともに、「NTT 東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」(平成 23 年 11 月改訂)に基づき、NTT 法に規定する地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれているかについて確認を行う。

## 4. 電気通信市場の検証に関する実施方針

上記2及び3の結果を踏まえ、以下のとおり、公正競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、電気通信市場の検証を行うとともに、電気通信市場や利用者への影響の観点から重要となる課題等を整理する。なお、以下に示す検証に当たっての観点は例示であり、上記2及び3の結果を踏まえ、追加等を行う場合がある。

電気通信市場の検証に当たっては、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、多面的かつ総合的な検証を行う。

### 4-1 固定系通信に関する市場の検証

#### 4-1-1 公正競争環境に関する検証

FTTH 市場における競争を促進する観点からは、「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」という三つの提供形態から、電気通信事業者が自らの資金力や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備され、FTTH 市場全体の需要増につながる事が重要である。

また、NTT 東西によるサービス卸は、第一種指定電気通信設備を利用して行われる事業者間取引であり、FTTH アクセスサービスの小売市場における公正な競争の土台となるものであるため、事業者間取引の適正性・公平性のみならず、小売市場においても公正な競争が確保されることが重要である。

そこで、以下の観点を中心として検証を行う。

<sup>19</sup> 平成 28 年 7 月末現在では、NTT 東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイー、株式会社 NTT ぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が該当。

<sup>20</sup> NTT 法第 2 条第 5 項に規定。

- ① 「自己設置」・「接続」・「卸電気通信役務」それぞれの提供形態ごとの間で公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- ② 医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等の様々な分野・産業において FTTH アクセスサービスの利用が促進されているか。

#### 4-1-2 利用者利便に関する検証

NTT 東西によるサービス卸を契機とした異業種の参入を含む多様な新サービスの創出や FTTH アクセスサービスの利用率の向上が図られ、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じた FTTH アクセスサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要である。

そこで、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① 新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか。
- ② FTTH アクセスサービスを提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTH アクセスサービスの料金水準の低廉化が促進されているか。
- ③ FTTH アクセスサービスの選択において、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。

#### 4-2 移動系通信に関する市場の検証

##### 4-2-1 公正競争環境に関する検証

MNO による他の MNO の株式取得等により、事業主体が実質的に3グループに収れんされ、協調的寡占の色彩が強くなっている移動系通信分野における競争を促進するためには、MNO による料金・サービスを中心とした競争に加え、MVNO の参入等が促進され、サービスの多様化が進む等、MVNO が実質的なプレーヤーとして競争できる環境の整備が重要である。

そこで、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① MNO 間、MNO と MVNO との間及び MVNO 間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- ② MNO 間で料金・サービスを中心とした競争が進展しているか。

##### 4-2-2 利用者利便に関する検証

国民生活の生活インフラとなっている携帯電話については、ライトユーザや長期利用ユーザ等の区別無く、幅広い利用者にとって使いやすい料金・サービスとなること、納得感のある料金・サービスが実現すること等により、利用者が、より多様で、より低廉なサービスの中から、自らのニーズに応じたサービスを合理的に選択できる環境となっていることが重要である。

そこで、以下の観点を中心として検証を行う。

- ① ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等により、利用者利便の向上・利用者の満足度の向上につながっているか。
- ② MVNOやMVNEの普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大しているか。
- ③ SIMロック解除の進展等により、利用者が事業者変更・サービス変更をする際のスイッチングコストが低廉化しているか。

## 5. 情報の収集

電気通信市場の分析・検証を適切に行う上では、サービスの供給(事業者)側の情報だけでなく、サービスの需要(利用者)側の情報についても収集し、サービスの需要・供給の両面から分析・検証を行うことが重要である。また、変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析・検証するためには、絶えず電気通信市場の最新動向について注視し、その手法の充実に努めることが重要である。

そこで、分析・検証に当たり、以下のとおり情報収集を行う。

なお、電気通信市場検証会議における学識経験者等からの助言を得て、電気通信市場の動向を的確に把握し、実効性の高い分析・検証を行うために必要となるデータやその収集の在り方等について検討を行う。

### 5-1 需要(利用者)側に関する情報の収集

#### (1) 情報収集の方法

情報通信白書、通信利用動向調査等をはじめとした総務省が実施している調査や、各種公的機関及び民間調査機関等のデータを必要に応じて活用するとともに、利用者に対するアンケート調査を実施する。

#### (2) 収集する情報

多様化・複雑化する電気通信市場に影響を与える諸要因を様々な側面から把握し、電気通信市場の実相を適切に分析していくため、サービス料金やサービス品質、サービス変更コストに関連するデータ等、利用者 に 直接影響する情報を積極的に収集する。

#### (3) 情報の取扱い

需要(利用者)側から収集する情報は、利用者の視点から電気通信市場の競争状況を把握するとともに、サービスや機能の需要の代替性を測る上で重要なデータである。したがって、各種調査及びアンケートにより収集した情報については、集計の上、電気通信市場の競争状況の分析・検証に活用することとする。

なお、集計前のデータや専門機関と連携して収集したデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

### 5-2 供給(事業者)側に関する情報の収集

#### (1) 情報収集の方法

電気通信市場の競争状況の分析・検証を行うために必要な情報については、電気通



信事業者等の協力を得ながら情報収集を行うことを原則とする。収集方法については、報告規則に基づく報告のほか、分析・検証を行うために必要な調査内容等に応じ、アンケート調査及びヒアリング等を通じて、電気通信事業者等から情報を収集する。

また、必要に応じ、事業者団体等にデータ収集に関する協力を要請するなど、情報の充実を図ることとする。

## (2) 収集する情報

収集する情報は、原則として、最終利用者向けサービスに関する情報とするが、その他可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、電気通信事業者等から情報を収集する。また、各サービスに関する情報だけでなく、隣接サービスに関する情報についても、必要に応じ、情報を収集する。

## (3) 情報の取扱い

電気通信市場の分析・検証を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず、電気通信事業者等から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等により透明性の確保に努める一方、収集した情報のうち集計前のデータ等、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるデータについては、非公表とすることも含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

## 6. 実施スケジュール

本年次計画の策定後、新たな市場環境の変化に対応した分析手法の充実等について検討を行い、当該検討の結果を踏まえ、電気通信市場の分析を実施する。また、必要となる情報収集として、報告規則に基づく報告のほか、利用者や電気通信事業者等へのアンケート調査を実施する。

電気通信市場の分析及び電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、電気通信市場の検証を行うとともに、総務省が平成 28 年度に講じた措置状況並びに今後重点的に取り扱う課題・取組等を取りまとめ、平成 29 年7月(目途)に年次レポート(案)を作成する<sup>21</sup>。今後の課題等については、平成 29 年度年次計画(案)に反映させる。

平成 28 年度年次レポート及び平成 29 年度年次計画については、意見公募手続を経て、平成 29 年8月(目途)に策定・公表することとする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである。

---

<sup>21</sup>消費者保護ルールに関する取組状況に関する具体的な分析・検証等については、関係の専門家が参加する電気通信市場検証会議とは別の会合の場を中心として実務的な検討・作業を行うこととし、当該分析・検証等の結果又は進捗状況等について電気通信市場検証会議にも報告するなど、緊密な連携を図りながら、適切に検証プロセス全体を運用していく。

	平成28年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
基本方針・年次計画	●	●												●
	基本方針年次計画												次年度の年次計画	
電気通信市場の分析		最新の市場動向等に関する研究										分析作業		
電気通信事業者の業務の適正性等の確認		ヒアリング等による確認作業												
電気通信市場の検証												検証作業		
情報収集		利用者へのアンケート調査												
		事業者等へのアンケート調査												
		■				■				■			■	
		報告規則に基づく 四半期データ(6月末)		報告規則に基づく 四半期データ(9月末)			報告規則に基づく 四半期データ(12月末)			報告規則に基づく 四半期データ(3月末)				
		その他の情報収集(適宜)												
年次レポート												●		
												年次レポート		